

米国の障害学生の判例からみる合理的配慮の展開

都築 繁幸

名誉教授

Development on Reasonable Accommodation for Student with Disabilities of Higher Education in the U.S.A.

Shigeyuki TSUZUKI

Professor Emeritus of Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

I. はじめに

我が国において障害者差別解消法が2016年4月から施行されたが、同法の中心的概念である合理的配慮が社会に浸透したとは言い難い。

米国においては、合理的配慮は1970年代から常に論議されてきた。1990年に米国障害者法が制定されたが、米国では、合理的配慮の対象となる環境が広範であり、その環境において「何が合理的（reasonable）」であるかを定義するには広範囲であるが故に解釈を誤りやすい面がみられた。その結果、米国障害者法は2008年に改正され、障害の再定義を巡って議論が活発となった。

そして学習障害の学生の支援が再び、クローズアップされた。1990年代以前では、学習障害（LD）や注意欠如障害（ADD）の学生は、良い成績を発揮できなかった。米国障害者法（1990）が制定されてからは、彼らは実力を発揮する機会が得られるようになり、合理的配慮は学習障害等の学生の大学への修学に大きな後押しとなった。

その一方、診断や合理的配慮がすべて正当であるとは言えない場合もあり、学生が申し立てを行う場合、「障害学生」であるかどうかが常に争点となった。更に、「退学」する学生の中で、その後に学習障害であることがわかった場合は復学を認めるべきか、学生に学習障害を知らせるべきか、メンタルヘルスの症状を知らずに大学側が誤った支援をしているかもしれない、などの新たな課題も見られるようになった。

我が国の障害者差別解消法は、米国障害者法のように裁判で争うことを想定したものではなく、「双方の建設的対話による相互理解」の中で柔軟に対応することを目指している。法制度が異なるとは言え、米国の判例法主義に基づく差別解消の手法を知ることにより、我が国の「建設的対話」がより促進されるのでは

ないかと考えた。

我が国では、障害者差別解消法が施行されてから約4年が過ぎたが、大学教育界を揺るがすような訴訟はみられない。しかしながら、文科省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（2017）にあるように大学側が、必要な配慮に対する判断に窮する場面は多くあるものと推測される。障害のある学生の修学支援事例集として日本学生支援機構が2008年度に支援の取組内容を示した「障害学生修学支援事例集」を発行している。日本学生支援機構は、2015年4月に「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例について」を公表した。これは、障害のある学生に対して各大学等が実際に学生に配慮を行なった事例を紹介したものである。大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供している。この事例集は、支援の申し出から対応に至るまでのプロセスを示したものとしては我が国で初めてのものである。視覚障害27例、聴覚・言語障害42例、肢体不自由38例、病弱・虚弱22例、発達障害35例、精神障害24例での188例が紹介されている。

米国においても1973年にリハビリテーション法が改正されるとき、現在のように高等教育機関でこれほど問題になるとは誰も予見していなかった。実際に1960年代では高等教育機関においてリハビリテーション法への対応はほとんどみられなかった。しかし、1973年以来、キャンパス内では障害者問題が進展した。

米国の障害学生支援の現状を明らかにするために裁判事例を検討してきた報告がある（都築, 2017; 都築, 2018a; 都築, 2018b）。これらの判例は、主として米国障害者法が改正される前のものであり、2012年までのものであった。

本稿は、2013年以降の判例を取り上げ、米国障害者法の高等教育機関における最近の展開を検討する。

そこで、まず最初に、同法が制定されて以来、絶えず問題となっている障害の定義や有資格障害者の認定を取り上げる。次に、現時点では、それほど大きな問題にはなっていないが、介護動物や食物アレルギーの問題を取り上げる。次に、この20年間の情報処理技術の発展は素晴らしいものがあるが、障害学生への支援技術（A I）に関連した事項、建築の障壁（バリア）を取り上げる。

ここで取り上げる事例は、法学者のRothstein (1993, 2008, 2016, 2018) がまとめたものを援用する。

II. 障害の定義や有資格障害者の認定を巡る問題

2008年の改正米国障害者法と1973年の改正リハビリテーション法の504条（以下、504条）に基づき、裁判所は、米国の高等教育機関に対して障害のある有資格者（以下、有資格障害者）に教育と雇用機会への平等なアクセスを確保するように求めている。有資格障害者には、嫌がらせを含む差別から制度的に保護している。

(1) 障害の定義を巡る判例

- 1) Cordova 対 University of Notre Dame Du Lac 訴訟 (2013)

学習障害と心理面で障害のある学生は、要求した配慮の多くが拒否されたと主張した。この訴訟は、米国障害者法、504条および州の不法行為法の制限に関する法律で却下された。裁判所は、不満の訴えが発生したとき、うつ病の発作は米国障害者法の2008年以前の解釈では障害であるとはみなさないと判断した。

- 2) ディキンソン対ノースカロライナ大学訴訟 (2015)

重度の片頭痛と多囊胞性卵巣症候群の学生は、4年の制限法の下で適用される改訂された定義の下で無効にされた。障害の申し立て、報復、および契約に対する不法な干渉の問題について訴訟を進めることができた。

- 3) Doe 対 Samuel Merritt University 訴訟 (2013)

不安障害のある学生は、医師免許試験を受ける追加の機会の権利を主張した。受験が主要な生活活動であるかどうか、試験の受験制限に敬意を払う権利があったかどうかが問題とされた。

- 4) Girard 対 Lincoln College of New England (2014)

学生の聴覚処理障害が障害であったかどうか、合理的な配慮の拒否が504条に違反しているかどうか、事実問題が残ったため、略式判決は除外された

- 5) Liu 対 Northwestern University 訴訟 (2015)

裁判所は、健康状態のある元法学部学生による訴訟が正当なプロセスと契約違反の問題に進むことを許可したが、副学部長による名誉棄損の申し立ては実行可能ではないと判断した。

- 6) North 対 Widener University 訴訟 (2013)

解雇後の障害の開示は、保護を与えるのに十分ではない。行動のための投薬に関する入試エッセイは、教員が自分のADHDを知っていることを示すには十分ではなかった。

- 7) Shurb 対 テキサス大学ヒューストン大学医学部医療科学センター訴訟 (2014)

留学中の医学生が不安症状のために入院した後、学業がうまくいかず退学した。大学は、当該学生の帰国に必要な医療文書の提供を拒否したが、合理的な配慮は提供した。学生は訴えたが、裁判所は、略式判決を求める大学の申し立てを認めた。

- 8) Widomski 対 オレンジ郡SUNY 訴訟 (2014)

患者から採血できない学生は、主要な生活活動を制限する障害があるとは感じられなかった。この学生は採決を必要としない医療技術者の仕事に雇用されていた。裁判所は、有資格障害者かどうかを問題にしなかった。

(2) 有資格障害の認定

- 1) Buescher 対 Balwin Wallace University 訴訟 (2015)

看護コースで学習障害を訴えた学生は診断を受けるために大学のラーニングセンターに行かなかった。裁判所は、米国障害者法違反にはならないと判断した。

- 2) Chenari 対 George Washington University (2016)

裁判所は、医学的所見が理由で退学となった医学生による訴訟を却下した。学生は、注意持続時間、うつ病および不安の調節がうまくいかず、ADHDの診断に至った。この学生は試験で時間が過ぎても回答し続ける不正行為を行った。

- 3) Doe 対 ネブラスカ大学理事会 (2014)

再発性うつ病性障害の医学生は登録が抹消された。この学生の専門性の欠如がその理由であった。

- 4) Herrera 対 Community Coll アレゲーニー郡 (2017)

最低限の学業要件を満たしていないために退学となったADHDの学生に対して裁判所は、米国障害者法および504条に基づいて大学に略式判決を下した。学生には試験の配慮が提供されており、この学生は利用可能なリソースを十分に使用していなかった。

- 5) Johnson 対 Washington County Career Center, 訴訟 (2013)

失読症と学習障害を伴う医学生は、外科の技術訓練トレーニングに報復行為があったと主張したが、認められなかった。

- 6) モラレス対ニューヨーク州訴訟 (2014)

裁判所は、脊椎損傷および頸部損傷を主張する学生の申し立てに対して米国障害者法第2章に違反していないとする判断を下した。裁判所は、盗作に関する制度的な判決を保留し、学生の扱いは差別的ではないと判断した。

- 7) Novak 対 Board of Trustees of Southern Illinois

University訴訟 (2015)

博士課程のPTSDの学生が課題を自宅へ持ち帰って行おうとしたが、評価期間を超えてしまってから提出した。大学は、数回にわたって試験の調整を行ったが、PTSDの学生の成績は合格基準を大きく下回っていた。下級裁判所は、差別したとは言えないとした。

8) Novak 対南イリノイ大学訴訟 (2014)

裁判所は、PTSDの学生は米国障害者法と504条の主張に対して大学に略式判決を下した。

9) パーマー対ダベンポート公民権委員会訴訟 (2014)

盲学生がカイロプラクティックプログラムへの入学を拒否された。プログラムは差別のあったが、裁判所は、個別の決定の重要性を強調した。

10) Pierre 対 University of Dayton訴訟 (2015)

学生がセクシャルハラスメントの規則違反に関連する懲戒手続き中に口頭で発言しなかったことに対して、裁判所は、差止命令による救済を拒否した。学生は、その手続において配慮がされるべきであると主張した。

11) Roggenbach 対 Touro College of Osteopathic Medicine訴訟 (2014)

オステオパシープログラム（オステオパシーとは、人間の自然治癒力を最大限に活かした医学）を専攻していたHIVの学生は障害を抱えていた。このプログラムから除籍されたのは、HIVが原因ではなく、行動違反によるものであった。大学側は、懲戒処分を行う前に彼のHIV状態を知らなかった。

12) R.W. 対ジョージア大学理事会訴訟 (2015)

裁判所は、統合失調症の学生が有資格障害者かどうかに関する略式判決を否定した。学生はキャンパス内の寮を退寮させられたが、入寮には精神医学的治療の継続が条件であった。学生が直接的な脅威であるという主張については問題が残った。

13) Schuler 対デンバー大学訴訟 (2014)

健康上の理由で授業を休まざるを得なかったのは差別の治療の原因であると学生は主張した。学生は、不眠症、不安、抑うつおよびADDがあり、504条の適用を述べたが、裁判所は、大学に略式判決を下した。学生は、財政援助の状況を処理することに対する報復であると主張した。学生は、クラスに戻り、入寮する手順を知らされていたが、フォローしなかった。

14) シャー対テキサス大学南西医科大学 (2014)

ADHDの医学生は、臨床ローテーション（研修）中に専門性が欠如していたために研修を外された。医学生は、米国障害者法第2章を主張したが、免責の手続き上の理由で却下された。裁判所は、学生が障害のみの説明であり、差別に関する根拠を示していないため、504条の主張は却下されるべきであると判断した。動機は他の考慮事項によるものであった。

15) シェイク対リンカーン記念大学訴訟 (2014)

オステオパシー医学プログラムから外された学生は、学業が不振のために有資格障害者とはみなされなかつた。配慮（追加の試験時間、講義ノートへのアクセス、クラスのビデオ録画）が提供されていた。学生は、プログラムを替えるように主張したが、臨床プログラム、財政援助、および認定手順の変更が必要になるため、不合理であると判断された。

16) シナバーガー対コロンビア特別区大学理事会訴訟 (2016)

法学部生が学生および教職員を脅かすとみなされる方法で行動し、学生行動違反で停学となった。裁判所は、大学が米国障害者法と504条に違反しているとはみなさなかつた。

17) シエーストランド対オハイオ州立大学訴訟 (2013)

クローン病の申請者が、博士課程の受験の手続きにおいて自分の状態を明らかにしていた。指導教員を決めるための面接では、拒否するのではなく、受け入れるとした。

18) Zimmeck 対マーシャル大学訴訟 (2015)

大学に略式判決を与えた。医学生がプログラムから退学させられたのは、医学生のうつ病が原因ではなく、専門性の欠如が原因であるとした（一貫して遅く、破壊的であり、必要な試験に座っていない）。

(3) 手続きおよび施行の問題

2008年に米国障害者法が改正され、誰が保護されるかが明確になった。以前は、多くの決定が、主に雇用の文脈で同法の定義内でその個人が「障害者」であるかどうかに焦点をあてていた。高等教育段階では、学習障害とメンタルヘルスの問題を含む判例が、その疑問を提起した。これは、2008年以降の修正決定の一部に反映されている。改正米国障害者法は、個人が有資格障害者であるかどうか、および合理的な配慮の問題に重点を置く傾向があり、それを根拠に判決が下された。

一般的に差別に対する保護を求める個人は、適切な機関に行政上の苦情を申し立てるか、法廷で救済を求めるかのいずれかを選択できる。ここで裁判費用の問題にふれる。次の例は、長期にわたる紛争の機関にとって高いコストを示している。

1) Covington 対 McNeese State University訴訟(2013)

連邦裁判所は、弁護士報酬の一部を取り消し、金額に関する地方裁判所の決定は裁量権の濫用ではないと判決したが、実質的な問題のいずれも無効にはしなかつた。学生の最初の主張は、学生センターにアクセス可能なトイレがないことであった。裁判所は、15,000ドルの建築障壁を伴う場合の弁護士費用と費用の相当額の裁定を命じた。

裁判所は、大学の数年間にわたる訴訟の長期にわたる「過激な」行動を指摘した。

III. 介助動物やアレルギーを巡る問題

(1) 介助動物

注目されている介助動物の問題の一つにキャンパスや大学のイベントで動物を許可するかどうかがある。大学のキャンパス以外の場所、例えば、住宅、航空会社、その他の公共の場所やスペース等での介助動物の問題はあまり議論されていない。大学における問題は、支援動物や情緒的支援動物を利用している学生と動物アレルギーや動物恐怖症の学生との関係である。この話題は、いわゆる感情的支援動物を拒否された精神障害の学生によって起こされた訴訟のきっかけとなった。

司法省対ネブラスカ大学訴訟（2013）である。精神障害の学生が、いわゆる感情的支援動物を拒否されたのは差別であるとし、訴訟をおこした。裁判所は、ネブラスカ大学の学生寮は公正住宅法の対象となり、大学は支援動物および介助動物に関連するHUDガイダンスの対象となるとした。公正住宅法は、人種、肌の色、宗教、性別、家族の地位、国籍、障害に基づいた住宅の差別を禁止している。

ネブラスカ大学は2015年に司法省と和解し、支援動物を拒否された2人の学生に140,000ドルを支払うことに同意した。その後、学生寮の精神的支援動物に関するポリシーを設定した。

この判決では、大学の学生寮は、障害者を差別から保護する公正住宅法に拘束されると裁定し、居住者である精神障害の学生のために米国障害者法の「合理的配慮」には、感情をサポートする動物が含まれるとした。この同意命令は他の大学を拘束するものではないが、いくつかのガイドラインを示した。ただし、この動物が大きすぎたり、攻撃的であったり、財産に損害を与える場合には大学は要求を拒否することができるとした。2015年7月、司法省は介助動物に関する通達を大学を行った。

(2) 食物過敏症およびアレルギー

この問題は、司法の注目を集めではないが、重要な問題である。食品過敏症のすべての個人が米国障害者法の定義で無効にされているかどうかは明らかではない。この問題に関して合理的配慮が申請された場合には、積極的に対処する必要がある。これに関する司法的ガイダンスはほとんどない。

司法省対レスリー大学訴訟(2012)を示す。レスリー大学では、授業料と昼食代を含めて年間の費用を大学に収めるシステムになっていた。学生全員が学内の食堂で昼食をすることになっており、いわば、全員強制的な食事プログラムが、セリック病の学生に対処しきれなかったことにより訴訟となった。セリック病は、遺伝的感受性がある者に免疫を介して発生する疾患である。グルテン不耐症によって引き起こされ、粘

膜炎症および絨毛萎縮が生じ、その結果、吸収不良を来し、症状としては通常、下痢や腹部不快感などがみられる。2012年に司法省はレスリー大学と契約を締結し、セリック病やその他の食物アレルギーのある学生が米国障害者法に準拠して大学のフードサービスを十分かつ等しく享受できるように求めた。レスリー大学はこれまで、たとえ重度のアレルギーがある学生が全員強制的な食事プログラムで食べなかつとしてもすべての学生に食事代の支払いを要求していた。司法省との契約に基づき、レスリー大学は食事プログラムを変更し、食物アレルギーのある学生が食物サービスを利用できるようにした。具体的には、

- ①標準的な食事オプションに加えて、ダイニングホールの食品ラインでグルテンフリーおよびアレルゲンフリーの食品オプションを提供する。
- ②既知のアレルギーを持つ学生に、アレルゲンを含まない食事の事前注文を許可する。
- ③食物アレルギーに関する通知を表示し、特定のアレルゲンを含む食物をわかるようにする。
- ④食物アレルギー関連の問題についてフードサービスと大学のスタッフを訓練する。
- ⑤メインダイニングホールにグルテンフリーおよびアレルゲンフリーの食品を保管および準備するための専用スペースを提供する。
- ⑥アレルゲンを含まない食事も提供する学生のプリペイド食事カードを受け入れるベンダーを置く。

司法省は、この協定が米国障害者法下では、食物アレルギー要因によっておこることに対して大学側に変更を求めたものであり、一般的な障害ではないとした。米国障害者法で定義されている障害は、摂食などの主要な生活活動を大幅に制限する精神的または身体的障害であり、主要な生命活動には、消化器系の機能などの主要な身体機能も含まれる。一部の食物アレルギー患者は、米国障害者法で定義されている障害を抱えており、特に、特定の食物に対してより重大または重度の反応を示す人がいる。これには、セリック病患者や特定の食物に対して自己免疫反応を示す人が含まれ、その症状には嚥下困難、呼吸困難、喘息、またはアナフィラキシーショックが含まれる場合がある。セリック病は、主にパン、パスタ、クッキー、ピザの皮、小麦、大麦、ライ麦を含む他の多くの食品に含まれるタンパク質グルテンの消費によって引き起こされる消化器疾患でありグルテンを含む食物を食べるセリック病の人々は、小腸で免疫反応を経験する。セリック病は米国人133人に約1人が罹患するとされている。

司法省は、米国障害者法がレストランなどの食べ物を提供するすべての公共施設が、グルテンやアレルゲンを含まない食べ物も提供することを要求しているのではないとした。このレスリー協定は、セリック病

やその他の食物アレルギーのある学生に対応するために大学が食事プログラムを合理的に修正することを要求しただけであり、一般の人々にサービスを提供するレストランに対する米国障害者法の義務とは異なるとする。

VI. 支援工学（技術）を巡る問題

さまざまな支援工学に関する各大学の義務は明確にはなっていない。大学のウェブサイトはアクセス可能でなければならないサービスと考えられているが、アクセス可能なウェブページのデザインがどうあるべきかを指定する標準はまだ作成されていない。計画する必要がある重要な問題として学科科目内容（コースコンテンツ）に即したテキストに関する技術的問題があり、アクセス可能な資料に関連するものである。

2010年6月29日に米国教育省公民権局（O C R）と米国司法省公民権部は、すべての大学の学長に支援技術の使用の通達を行っている。大学は、盲者や弱視者がデバイスに完全にアクセスできるように、専用の電子書籍リーダーの使用を購入したり、学生が、同じ情報を取得し、同じ対話をを行い、実質的に同等の使いやすさで晴眼者と同じサービスを楽しむことができるよう大学が合理的な配慮を行うとしている。

2011年5月26日にO C Rは、さらに明確にするために通達とQ & A (F A Q) を発行した。F A Qでは、オンラインプログラムも対象となることを明確にし、最初からアクセシビリティを確保するための計画の重要性を強調している。

2013年10月から通信およびビデオのアクセシビリティ法が施行され、ビデオ情報の字幕（キャプション）について、ビデオコンテンツの所有者が主な責任を負うことを義務付けている。Webサイトのアクセシビリティに関する連邦政府の通達がいくつかあるが、現在の変更の管理規則およびガイダンスへのアプローチでは、これが明確なガイダンスであるかどうかは明確ではない。

2013年、O C Rは、サウスカロライナ工科大学システム（SCTCS）において障害学生とそうでない学生のコミュニケーションの効果を評価するためにコンプライアンス・レビューを開始した。SCTCSは、連邦教育省から連邦政府の財政支援を受けている公立教育機関であり、米国障害者法、504条の法令の対象となる。O C Rは、SCTCSの100を超えるWebサイト（電子メール、コース管理システム、図書館リソース、およびそれらが運営するWebサイトを含む）レビューを実施した。さらにO C Rは、ウェブサイトの設計、技術の採用、障害のある学生へのサービスの提供、および支援技術を使用してインターネットにアクセスする学生を含むスタッフにインタビューした。レビュー

の結果、O C Rは、SCTCSのWebサイトは、支援技術を必要とする人が容易にアクセスできないため、504条および米国障害者法第2章に準拠していないと判断した。SCTCSは、O C Rとの契約に記載されている内容に同意した。

2013年7月13日、司法省は米国障害者法の違反の疑いを是正するためにルイジアナ工科大学とルイジアナ大学システム管理委員会との和解に達した。この和解は、視覚障害学生がアクセスできないオンライン学習のバージョンを使用することは大学が違反しているのではないかという申し立てを解決するものである。学生が4学期制のうちの第1学期で授業の資料にアクセスできず、授業の課題（コースワーク）からかなり遅れてしまい、授業からドロップアウト（履修から外される）を余儀なくされた。また、この和解は、他のコースにおいてもクラス内での議論や試験準備のために適時、アクセス可能なコース教材が提供されなかつたという申し立ても解決した。大学は、和解契約に基づき、Webコンテンツアクセシビリティガイドライン（WCAG）2.0レベルAA標準に従ってアクセス可能な学習技術、Webページ、およびコースコンテンツを展開する要件を含む、障害関連のポリシーを多数、採用した。大学はまた、2010年以降に作成された既存のWebページおよび資料をアクセス可能にした。この和解は大学が教員と事務職員に米国障害者法を研修するように要求し、大学理事会は、学生に合計23,543ドル（約250万円）の損害賠償を支払うように命じた。

2015年4月2日、司法省は、大規模なオープンオンラインコースのプロバイダーであるedX Incとの和解に達し、米国障害者法の下でウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを利用可能にした。この契約は、edXのウェブサイトwww.edx.orgについての部門の申し立てを解決した。大規模なオープンオンラインコース（MOOC；ムーク：インターネットを介した大規模な公開オンライン講座）を提供するためのプラットフォームは、盲者や弱視者、聾者または難聴者、手先の器用さに影響する身体障害者など、障害者が完全にアクセスできず、米国障害者法の第3章に違反していた。米国障害者法の第3章は、公共施設の場所の商品、サービス、施設、特権、利点等を完全かつ平等に享受する際の公共施設による障害に基づく差別を禁止している。聾者の正確なキャプションやラベリングなどの補助的びサービスがないために障害者が除外されたり、サービスを拒否されたり、分離または別の方法で扱われたりしないようにするために必要な措置を講じることを公的施設に要求している。司法省は、公的施設のオンラインサービスとコミュニケーションに適用される米国障害者法第2章Iとその施行規則を長年にわたって検討してきた。

edXは、世界にMOOCを提供するための非営利プラットフォームとして、2012年にマサチューセッツ工科大学（M I T）とハーバード大学によって構築された。コンソーシアムの36のチャーターメンバーには、ハーバード大学とM I Tに加えて、パークレー、ジョージタウン、ダートマス、カリフォルニア工科大学、ソルボンヌ大学、北京大学が含まれている。現在、edXには約60の大学および機関メンバーがあり、450以上のコースを3,000,000人以上の学習者に提供している。科目は、ビジネス、コンピューターサイエンス、ハードサイエンス、食品および栄養学、社会科学など、さまざまな分野で無料で提供されている。

司法省とedXとの和解の4年間の契約で以下のことを行うとした。

- ①edX Webサイト、そのモバイルアプリケーション、および学習管理システムソフトウェアを作成し、18か月以内にオンラインコースを提供する。
- ②edXがオンラインコースを作成するエンティティに利用可能にするStudioと呼ばれるそのコンテンツ管理システムが完全にアクセス可能であり、さらに18か月以内にアクセス可能なコンテンツのオーサリングと公開をサポートするようにする。
- ③オンラインコースを完全にアクセス可能にするためのベストプラクティスについて、メンバー大学や他の機関のコース作成者にガイダンスを提供する。
- ④Web Accessibility Coordinatorを任命する。
- ⑤Webアクセシビリティポリシーを採用する。
- ⑥コースのアクセシビリティに関する学習者からのフィードバックを求める。
- ⑦Webサイト、プラットフォーム、およびモバイルアプリケーションを担当する者にWebアクセシビリティトレーニングを実施する。
- ⑧Webサイト、プラットフォーム、およびモバイルアプリケーションの適合性を評価するコンサルタントを置く。

V. 建築の障壁を巡る問題

高等教育の場合、建築の障壁の問題は司法の注目をあまり浴びていないが、重要である。リハビリテーション法504条、米国障害者法、および公正住宅法はいずれも、新しい建設、既存の建設、改修および変更をそれぞれの方法であつかってきており、さまざまな状況で如何に負担のバランスをとるかが問題となる。

最近の事例では、負担のバランスの問題について警戒を続けることの重要性が強調されている。例えば、ルイジアナ州の決定は、スタジアムや住宅だけでなく、キャンパスのトイレへのアクセスも確保できないことで、時間、リソース、および評判が高まる可能性がある。駐車場の問題もこれらの議論の下で発生する。

建築上の障壁に加えて、スポーツイベントでのコミュニケーションへのアクセスなど、他のアクセスの問題もこのトピックに該当する場合がある。政策立案者は、建築の障壁の影響を受けるのは学生、教員、スタッフだけでなく、診療所のクライアントや患者、卒業生イベント、新入生イベントの募集など、多くのタイプの訪問者であることに留意する必要がある。大学で植物の維持を担当するキャンパスの人々は、障害者だけでなく他の多くの人々へのアクセスを促進するユニバーサルデザイン運動の進化について最新の状態を維持する必要がある。具体的な判例を次に示す。

1) Covington 対 McNeese State University (2013)

裁判所は、弁護士報酬賞の一部を破棄し、金額に関する地方裁判所の決定は裁量権の濫用ではないと判断したが、実質的な問題を覆すことにはなかった。裁判所は、15,000ドルの建築障壁を伴う場合の弁護士費用と費用の相当額の裁定を命じた。裁判所は、数年にわたる訴訟での大学の長期にわたる「過激な」行動に留意した。最初の主張は、学生センターにアクセス可能なトイレがないことであった。

2) Innes 対メリーランド大学システムの理事会(2014)

裁判所は、聴覚障害がある観客が米国障害者法と504条を根拠に大学が運動競技やスポーツのウェブサイトで効果的なコミュニケーションを提供しなかったという訴訟を許可した。

3) ロス対ニューヨーク市立大学 (2016)

裁判所は、元学生が米国障害者法と504条を却下する申し立てを拒否した。脳性麻痺のある学生は、キャンパスへのアクセスに障害があると永続的な問題を主張した。申し立ての拒否の理由は、彼女は卒業生であり、現在の学生ではなく、キャンパスに近いことや帰国の意思の問題があることも含まれていたためである。

VI. おわりに

1973年の改正リハビリテーション法の504条は、連邦の財政支援を受けているプログラムは障害によって差別してはならないことを要求している。これは、雇用等も含めた問題である。この法律が高等教育に与える影響は、1973年時点で大きくは予見されていなかった。1960年代には、全米の高等教育機関の当局からリハビリテーション法への問い合わせはほとんどみられなかった。

しかし、1973年にリハビリテーション法が改正されてから各大学で障害学生の問題が出現し始めた。504条は、条文は短いが、これが米国障害者法に引き継がれている。1990年の米国障害者法には、1990年以前に審議された判例の司法解釈が多く組み込まれている。その後、2008年に米国障害者法が改正され、法令の要件がさらに明確になり、連邦議会は、米国障

害者法に幅広い解釈を与えた。

1980年代半ばまで、障害者差別法を高等教育（またはその他）の文脈で解釈するための多くの司法指導が提供されていなかった。504条が連邦政府の財政援助の受領者にのみ適用されるためである。障害者教育法（1975年の全障害児教育法の改正）の実施に時間がかかったため、高等教育機関の課題には着手できなかった。時間の経過とともにこれが発展するにつれて裁判所は高等教育の問題の解釈に多大な注意を払うようになった。

米国連邦最高裁判所は、米国障害者法が条文上、「合理的配慮」を「過度な負担」とのバランスのもとで規定している。合理的配慮における「合理的」の中心となる内容は、経済的合理性を意味する。連邦議会は、リハビリテーション法504条に関する判例を踏まえ、米国障害者法の合理的配慮は、積極的差別是正措置の同義ではなく、米国障害者法の反差別指令の不可欠の部分であることを明確にしている。合衆国憲法第14条第1項において憲法上求められている平等は、結果の平等を保障する実質的平等ではなく、形式的平等、すなわち、機会の平等を保障するものである。機会の平等を事実上、奪われている場合には、それを是正しない限りは、障害者は機会の平等を奪われていることになり、合衆国憲法第14条第1項に反する状態に置かれていることになる。機会の平等を現実化するための合理的配慮をしないことは障害者への差別となる。

このような合理的配慮は、機会の平等の実質化を求めるものであり、合衆国憲法第14条の伝統的理解と矛盾するものではない。合衆国憲法第14条第1項は、実質的平等を目指した積極的差別解消措置を執ること自体を容認している。

司法判断の防御策として過度の負担が発生することはめったにない。しかし、高等教育におけるリソースの縮小とキャンパス内の障害学生の在籍数には影響をあたえる可能性がある。それは、時の政権や議会の予算案に影響を受ける。防御としての「過度の負担」の可能性と、そのような場合に発生する問題に対処する必要がある。経費の問題は、キャンパスへのアクセスを確保するために積極的で前向きなアプローチを探る必要がある。紛争解決には、金銭的コスト、人員の時間コスト、広報コストがあり、多くの場合は回避できる。

米国障害者法の合理的配慮は、費用の点で限界があり、過重な負担による制約につながる面がみられる。そもそも合理的配慮は社会目標であり、そのコストを企業にのみ負わせるべきではなく、国が支えるべき費用であるという批判がある。

我が国では、2012年6月、文部科学省は、文部科学省高等教育長の私的諮問機関として「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置し、12月に第一次とりまとめを公表した。この報告は、大きく三つ

の柱からなっている。

第一に大学における合理的配慮の対象範囲である。学生の範囲は、大学に入学を希望する者及び在籍する学生であり、科目など履修生・聴講生など、研究生、留学生及び交流校からの交流にもとづいて学ぶ学生なども含んでいる。障害のある学生の範囲は、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるとする。学生の活動の範囲は、授業、課外活動、学校行事への参加など教育に関する全ての事項を対象としている。

第二に合理的配慮の考え方を大学が個々の学生の状態・特性などに応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものであるとし、以下の六つを例示している。

- ①機会の確保として、障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保し、教育の質を維持する。
- ②情報公開として、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学全体としての受け入れ姿勢・方針を示す。
- ③決定過程として権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。
- ④教育方法などとして情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理する。
- ⑤支援体制として大学全体で専門性のある支援体制の確保に努める。
- ⑥施設・設備として安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

第三に関係機関が取り組むべき課題である。短期的課題として各大学で情報公開及び相談窓口の設置し、受け入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開し、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要であり、国が拠点校及び大学間ネットワークの形成に努めるとする。中・長期的課題として、大学入試の改善、高校及び特別支援学校と大学との接続の円滑化、通常上の困難の改善、教材の確保、通信教育の活用、就職支援など、専門的人材の養成、調査研究・情報提供・研修などの充実、財政支援などが挙げられている。

米国の大学には、障害に基づく差別の苦情を非公式・正式に解決するための苦情手続きが整備されている。大学によって名称は異なるが、障害学生支援室や米国障害者法事務室などが設置され、そのような苦情は、当該の事務室に一定の書類を提出することになっている。そして当該の障害学生は大学の合理的配慮の内容等に不満があり、大学当局との話し合いで解決できない場合には、司法機関に訴えることができる。

文献

- 1) Laura Rothstein (1993) College Students with

- Disabilities :Litigation Trends.
- 2) Laura Rothstein (2008) Higher Education and Disability Discrimination : A Fifty Year Retrospective. (adpted from "Education Law Stories, Chapter 7)
 - 3) Laura Rothstein (2016) Where Faculty Mental Health Intersects Academic Responsibilities. Presentation at Council of Colleges of Arts & Sciences Conference (San Diego).
 - 4) Laura Rothstein (2018) A Primer on Discrimination in Higher Education. Laws (3) 25.
 - 5) Laura Rothstein & Ann C.McGinley (2018) Disability Law Cases, Materials, Problems. Supplemental Material (Summer 2018).
 - 6) 文部科学省 (2012) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について
 - 7) 文部科学省 (2017) 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について
 - 8) 日本学生支援機構 (2008) 障害学生修学支援事例集
 - 9) 日本学生支援機構 (2015) 大学等における障害のある学生への支援・配慮事例について
 - 10) 都築繁幸 (2017) 裁判事例からみる米国障害学生支援の現状 障害者教育・福祉学研究 13, 93-106.
 - 11) 都築繁幸 (2018) 障害学生の大学入試の合理的配慮に関する考察 障害者教育・福祉学研究 14, 19-27.
 - 12) 都築繁幸 (2018) 米国の障害学生の判例からみる合理的配慮に関する考察 愛知教育大学研究報告 (教育科学) 67, 249-257.

(2020年9月24日受理)